

市報にいがたへの広告掲載業務仕様書

広告代理店（以下「代理店」という。）が行う標記業務について、必要な事項を定める。

1 業務内容

「市報にいがた」の広告掲載にかかる募集、選定及び広告作成等の業務

※「市報にいがた」：毎月第1週、第3週 日曜日発行（月2回）、
8頁構成、約185,000部発行

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（市報にいがた：令和8年5月3日号～令和9年4月18日号掲載分（24回））

3 入稿場所（広告原稿の提出先）

新潟市政策企画部広報課及び市の指定する印刷業者

4 広告の規格、位置等

広告を掲載する位置・規格は下記のとおりとする。

広告枠 天地×左右（単位 mm）	掲載頁、位置	刷り色
1 枠 73×121 （2 枠 73×250） （2分の1 枠 73×59）	表紙、裏表紙以外の いずれかの頁の下段	フルカラー

5 広告の提供スペース・枠数等

広告の枠数は下記のとおりとする。

掲載号	提供スペース	回数	枠数
第1・3週号（月2回発行）	1号につき8枠	24回	192枠

6 広告料

（1）代理店の買い取り

代理店は、上記5の広告枠の提供スペースを市から一括で買い取るものとする。

（2）広告主への販売価格

代理店が市から買い取った広告枠を広告主へ販売する価格は163,000円（税込、制作料別途）とする。ただし、広告主が連続購入することなどにより割り引く場合などはこの限りでない。

（3）広告主への販売枠数等

市報にいがた1号につき8枠のうち、代理店が広告主へ販売する枠数は、1広告主に対し1枠を基本とするが、2枠分または1枠を2分割して販売することも可とする。その際

の価格は、1 枠あたりの価格にそれぞれの枠数を乗じた価格を上限とする。

また、1 広告主へ販売する枠数は市報にいがた 1 号あたり 4 枠、原則年間 1 2 号分（広告枠に空きがある場合は最大 18 号分）までとする。

(4) 代理店の支払い

代理店は、広告枠の買取料について、市が発行する納入通知書により下表に基づき納入するものとする。

広告料金	支払期日
契約金額に 4 分の 1 を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和 8 年 6 月 3 0 日
契約金額に 4 分の 1 を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和 8 年 9 月 3 0 日
契約金額に 4 分の 1 を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和 8 年 1 2 月 2 8 日
契約金額から上記の合計額を控除した額	令和 9 年 3 月 3 1 日

7 広告の選定、内容

(1) 代理店は、広告主から掲載依頼を受けたものについて、新潟市広告掲載要綱、新潟市広告掲載基準及び市報にいがた広告掲載取扱要領（以下「要綱等」という。）に基づき、その掲載の可否、選定等の調整を行うものとする。要綱等に照らし疑義が生じる可能性のあるものは、「8 入稿」前に市と協議するものとする。なお、代理店は協議の結果を理由に、広告主に対して取り消し料等を求めてはならないものとする。

(2) 広告を掲載する際は市報にいがた 1 号につき 1 業種 1 社までとし、各号の記事内容に合ったものを掲載するなど多様な広告を掲載するよう配慮する。なお、業種の種別は「日本標準産業分類(平成 2 5 年 1 0 月改定、平成 2 6 年 4 月 1 日施行)」における小分類とする。但し、小分類内において、以下の例のように、掲載にあたり多様性を認められる場合は、この限りではない。掲載の可否については、事前に市へ確認すること。

（掲載可能例）「大分類 R・中分類 93・小分類 931 経済団体」

・ 医師会、生命保険協会、商工会議所など 業種が異なるもの

「大分類 L・中分類 82・小分類 824 教養・技能教授業」

・ 音楽教授業、書道教授業、外国語会話教授業など

(3) 広告主は新潟市内に本社・本店または支店、営業所を有する事業者、団体等に限る。

但し、広告内容が新潟市内で開催される行事等の場合はこの限りではない。

(4) 代理店は、広告主との間で、次に定めることについて取り決めなければならない。

ア 広告内容その他広告掲載に関すること（以下「広告内容等」という。）の一切の責任は、広告主及び代理店（以下「広告主等」という。）が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする

イ 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること

ウ 市に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする

(5) 代理店は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用する

ときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

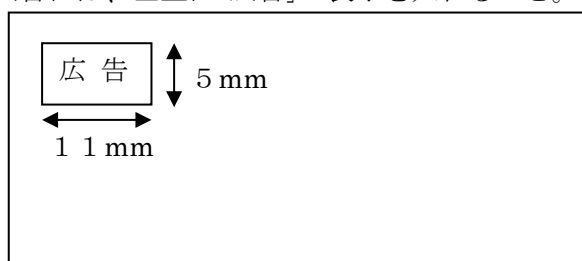
8 入稿

広告主と協議の上作成した広告原稿を、市が指定する日（別紙）までにPDFデータで市へ提出すること。その際、「広告審査依頼書」を併せて提出すること。市は事前審査を行い、「広告内容承認書」を代理店へ送付するものとする。修正が必要な場合は併せてその指示等を行うものとする。代理店は、広告内容が承認された後、市の指定する方法で市の指定する事業者に印刷品質PDFデータを入稿するものとする。代理店は、市の指定する事業者に入稿する際、入稿データの色などについて補足説明等することができる。

なお、市は、指定する日までに代理店から広告原稿の提出を受けないときは、当該枠に市の記事を掲載することができるものとし、契約金額の減額は行わないものとする。

9 広告の作成

- ① 使用する文字は、原則として9ポイント以上とする。フォントは全てアウトライン化すること。
- ② 色はCMYK（プロセスカラー）のみ使用可能とする。
- ③ 広告罫は、太さ0.75Ptから1.5Ptの範囲の実線を使用して上記の広告サイズになるように制作すること。
- ④ 画像解像度は350dpi以上のものを使用すること。
- ⑤ 広告の用字用語は、「記者ハンドブック 新聞用字用語集」（共同通信社）に準じるものとする。
- ⑥ 広告には、左上に「広告」の表示を入れること。



10 その他

- (1) 広告は紙で発行する広報紙にのみ掲載し、ホームページ、声の広報などには掲載しない。
- (2) 代理店の責めに帰すべき理由により、掲載した広告が7（1）の規定に反する等の事由が生じ、当該広告の掲載された印刷物を市が配布することが著しく公益に反する場合は、乙は自己の責任により当該印刷物を回収しなければならない。なお、この規定により市に損害を与えた場合、代理店は自己の負担によりその損害を賠償するものとし、その損害賠償の額は市と協議して定める。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は、市と協議の上決定する。